

# 訴 状

2024年1月24日

新潟地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫

原告ら訴訟代理人弁護士 近 藤 正 道

弁護士法人一新総合法律事務所（法人受任）

原告ら訴訟代理人弁護士 和 田 光 弘

同 弁護士 上 野 祐

同 弁護士 細 野 希

## 当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

ウェブページ削除等請求事件

訴訟物の価額 金 8 8 0 万円

ちょう用印紙額 金 4 万 6 0 0 0 円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告宮部龍彦は、別紙記事目録記載の各記事を削除せよ
  - 2 被告宮部龍彦は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。
  - 3 被告らは、原告らに対し、連帯して、各自220万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
  - 4 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 目 次

第1 事案の概要 .....	6
第2 当事者 .....	7
1 原告ら .....	7
(1) 個人原告ら .....	7
(2) 原告部落解放同盟新潟県連合会 .....	7
2 被告ら .....	8
第3 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～ .....	9
1 同和問題の経緯 .....	9
2 日本国憲法のもとでも継続した差別 .....	10
3 現在も続く部落差別 .....	11
4 「部落地名総鑑」に関する事情 .....	11
(1) 「部落地名総鑑」事件とは .....	11
(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置.....	12
ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応.....	12
イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分 .....	13
第4 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割 .....	13
1 新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の実態と行政の対応の怠慢 ....	13
2 行政訴訟と原告新潟県連の活動 .....	14
3 部落差別解消法施行を受けての新潟県内の行政の取り組み .....	15
4 被告官部による差別拡散行為に対する新潟県内の行政の対応 .....	16
第5 被告官部による部落差別拡散行動の経緯.....	17
1 被告官部による部落差別拡散行動は「部落地名総鑑」事件の延長線上の部落差別であること .....	17

2	全国部落調査とは .....	17
3	被告官部による「全国部落調査」公開 .....	18
4	「部落探訪」の増加・拡大 .....	18
5	「部落探訪」の増加・拡大を受けての国の対応（依命通知の発出） .....	19
6	依命通知に対する被告官部の対応 .....	19
7	司法判断を無視した被告官部による部落差別拡散行動 .....	19
8	被告官部による部落差別拡散行動が執拗かつ悪質であること .....	20
	(1) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃 .....	20
	(2) Google 社による動画削除と被告官部による動画投稿の継続 .....	21
第6	本件ウェブページ等により個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員） の法益が侵害されていること .....	22
1	被告官部が本件ウェブページ等を掲載したこと .....	22
2	本件ウェブページ等の内容 .....	22
	(1) 被告示現舎のウェブサイトにおける「人権探訪」の 카테고리について .....	22
	(2) 別紙記事目録1（1）（2）、同2（1）（2）、同3及び同4記載の記事等 が個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の居住地を被差別部落と 特定し暴露する内容であること .....	23
	(3) 別紙記事目録1（3）、2（3）記載の記事等が原告番号1及び原告番号 2の実名等を示してその居住地を被差別部落と特定し暴露する内容であるこ と .....	26
	(4) 小括 .....	27
3	本件ウェブページ等が個人原告らの「差別されない権利」を侵害すること .....	27
	(1) 「差別されない権利」とは .....	27
	(2) 全国部落調査裁判控訴審判決 .....	27
	(3) 本件ウェブページ等の掲載は個人原告らの差別されない権利を侵害するこ と .....	29

4	本件ウェブページ等が個人原告らのプライバシーを侵害すること	29
5	原告新潟県連がその構成員（同盟員）のため本件ウェブページ等の削除を求めることが認められるべきであること	30
6	本件ウェブページ等は原告新潟県連の権利（同盟員の人格権を内包する業務遂行権）を侵害するものであること	31
7	別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）	31
8	記事掲載の差止めが必要であること	32
第7	本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること	32
1	原告新潟県連の法益（業務遂行権及び名誉権）	32
2	本件ウェブページ等は原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであること	33
	(1) 別紙記事目録5（1）記載の記事について	33
	(2) 別紙記事目録5（2）記載の記事について	35
	(3) 小括	37
3	別紙記事目録5記載の各記事の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）	37
4	記事掲載の差止めが必要であること	37
第8	被告らの損害賠償責任（請求の趣旨第3項）	37
1	被告宮部の損害賠償責任	37
2	被告示現舎の損害賠償責任	38
3	原告らに生じた損害	38
4	小括	38
第9	結語	38

# 請 求 の 原 因

## 第1 事案の概要

本件訴訟は、被告宮部龍彦（以下「被告宮部」と言う。）が被差別部落出身者らに対する差別の拡大を意図して作成し公開しているウェブページにおいて掲載された記事及び動画並びX（旧ツイッター）に掲載された記事の削除を求めるとともに、当該記事等の将来に向けた公表の禁止、並びに被告宮部の言動によって原告らに生じた損害の賠償を求めるものである。

原告ら（個人原告ら及び原告部落解放同盟新潟県連合会、並びにその構成員たる個人（同盟員）を言う。）が削除を求める別紙記事目録記載の各記事等（以下「本件ウェブページ等」と言う。）は、原告らの暮らす地域が被差別部落であることをインターネット上で暴露し、それを世間に対し盛んに言いふらすものであり、本件ウェブページ等を見た不特定多数の者が、原告ら当該地域に暮らす者や当該地域に縁がある者を、被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。

本件ウェブページ等が公開されていることで、被差別部落に暮らす個人原告らを含む住民は、自身が暮らす地域が被差別部落であることを24時間365日全世界に曝され、本件ウェブページ等の情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それに基づく不当な取り扱いや、社会的排除といった具体的差別を、いつどのような形で受けるかもしれないとの恐怖の中に身を置かされている。

さらに、後述のとおり、被告宮部の言動も相まって、原告ら個人及び原告らの経営する会社が被差別部落に関わりのあるものであることが明らかとなり、被差別部落出身であることを理由とする差別をより助長する結果となっている。

よって、原告らは、本件ウェブページ等により被差別部落であることが暴露

されている地域に暮らす者として、また、原告部落解放同盟新潟県連合会は自らの活動及び所属する構成員（同盟員）の利益代表者としての立場として、今般、裁判所に対して、本件ウェブページ等の削除・将来に向けた公表の禁止（差止め）を求めるとともに、原告らの法益を侵害する被告官部の行為に対して損害の賠償を求める次第である。

## 第2 当事者

### 1 原告ら

#### (1) 個人原告ら

個人原告ら（なお、被告官部が訴状等書面をインターネット上に晒す危険があり、個人原告らに対する差別が拡散されるおそれがあることから、個人原告については、別紙当事者目録記載の順に原告番号1、原告番号2及び原告番号3と表記する。）は、別紙当事者目録記載のとおり、本件ウェブページ等で被差別部落であることが暴露されている新潟県内の各地域に暮らす者である。

#### (2) 原告部落解放同盟新潟県連合会

原告部落解放同盟新潟県連合会（以下「原告新潟県連」と言う。）は、部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的とする団体（権利能力なき社団）である（甲1・部落解放同盟新潟県連合会規約第2条）。

原告新潟県連は、部落解放同盟中央本部規約に基づき6支部（上越支部（旧高田支部）、小千谷支部、新発田住吉支部、関川高田支部、湯ノ沢支部及び中条支部）にて結成され（同第1条）、全県にわたる部落において、その目的を達成するために活動する部落民をもって構成する大衆団体である（同第3条）。

原告新潟県連の構成員（同盟員）は、部落民と部落民でない者であって原告新潟県連で審議決定し、中央本部の承諾により同盟員になる者で構成され

ている（同第4条）。現在、100名以上の部落民が原告新潟県連の構成員（同盟員）となっている。

原告新潟県連は、国及び新潟県内の動き、新潟県内の市町村の動き・対応を整理した年表（甲2）のとおり、部落民に対する差別廃絶のために、新潟県下における結婚差別・就職差別などの被差別部落問題への取組み、教育現場における人権教育・啓発活動の推進、行政・企業に対する差別解消に向けた働きかけ等を行ってきた。

## 2 被告ら

- (1) 被告宮部は、本件ウェブページ等が掲載されたウェブサイトの管理運営者であり、X（旧ツイッター）のアカウント（神奈川県人権啓発センター）を管理する者である。

被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」と言う。）は、被告宮部を代表社員とする合同会社である（甲3・現在事項全部証明書）。

例えば、別紙記事目録1（1）記載の記事等が掲載されたウェブサイトのタイトルである「示現舎」は、被告示現舎の屋号であり、当該ウェブサイトのURLのドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も被告示現舎の屋号のローマ字表記である。なお、被告宮部は、以前に、X（旧ツイッター）において「鳥取ループ@示現舎」のアカウントを用いて、被差別部落を特定し暴露する内容の投稿を行っていたところ、そのような被告宮部の投稿内容がX社のガイドラインに抵触したことを理由に、同アカウントは凍結されている。

- (2) 被告らは、部落解放同盟ほか248名が原告となって、被告らによる「全国部落調査」復刻出版やインターネット上での公開の差止等を求めた裁判（甲4・東京地方裁判所令和3年9月27日判決・平成28年（ワ）第12785号等、甲5・東京高等裁判所令和5年6月28日判決・令和4年（ネ）第1893号。以下「全国部落調査裁判」と言う。）の当事者



(被告)である。

被告宮部は、ウェブサイト「鳥取ループ」を運営する者であるところ、全国部落調査裁判において裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証を、同ウェブサイト上において公開した。このように、被告宮部は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を敢えて公開する等の行動により、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を長年にわたり行っている。

そして、被告宮部が管理するウェブサイトは、いずれも、その閲覧数や表示数により被告宮部に広告収入が発生する仕組みとなっているところ、被告宮部は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することを収益化している。

### 第3 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～

#### 1 同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲6・同和対策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」）生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり（なお、「壬

申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

## 2 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則・差別されない権利を明示し、重ねて同条2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申した（甲6・2頁）。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府が認めたことを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の

下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後述「部落地名総鑑」事件が発覚した。また、新潟県内では、後述するとおり「部落隠し」「差別隠し」と言われる事態が生じ、行政による同和対策の不実施による差別の拡大が生じた。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

その後、一般対策の中で同和対策が継続実施されていたが、復刻版全国部落調査の発生を立法事実として、2016年12月に部落差別解消推進法が制定された。

### 3 現在も続く部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が跡を絶たない状況にある。

## 4 「部落地名総鑑」に関する事情

### (1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年（昭和50年）、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なか

には新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社（人）にも達した（購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。）（甲7・書籍『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』16頁）。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。例えば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある（同14頁）。採用面接時の質疑応答によって、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

## (2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

### ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・

労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分な配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

#### イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

### 第4 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割

#### 1 新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の実態と行政の対応の怠慢

1969年7月施行の同和対策事業特別措置法（同対法）に基づき、国は、予算措置を講じて同和対策事業に取り組み、新潟県においても、実施要綱が作られ、新潟県内においても同和対策事業の取り組みが開始した。

ところが、戦前において新潟県内では約300の地域の被差別部落が存在し

たと言われているにも拘わらず、以下の表のとおり、国又は新潟県の実施した調査により把握された同和地区は、1926年時点でも半数程度であり、しかも同対法の施行が近づくにつれ、その数が大幅に減少している。そのため、新潟県内では、多くの被差別地域が法律に基づく同和地区指定がなされず、言わば「部落隠し」「差別隠し」の事態が発生した。

新潟県内同和地区の推移と地区指定数

	1926年	1942年	1958年	1967年	1971年	1975年	1987年
地区数	153	105	59	20	15	18	18
戸数		1246戸		429戸	245戸	269戸	269戸
人数	7919人	6850人	4368人	1813人	983人	1051人	1051人
調査主体	融和事業	新潟県	厚生省	総理府	総理府	総理府	総理府

このような「部落隠し」「差別隠し」の事態が発生した理由として、新潟県内の被差別部落は、一つひとつの規模（戸数）が小さい少数点在であることが多いことから一定の地域を被差別部落と指定することに対する抵抗感が強く、これが影響して「寝た子を起こすな」の意識が強いことが挙げられる。

このような新潟県内の意識を受け、県内では多くの被差別部落が同対法に基づく地区指定がなされず、同和対策事業の不実施という行政の怠慢とも言える事態が生じた。

## 2 行政訴訟と原告新潟県連の活動

以上のような「部落隠し」「差別隠し」を受けた行政による同和対策事業の不実施・怠慢を解消すべく、神林村の▲地区（▲地区は被差別部落地域名である。）の住民が、1984年11月、同和事業に基づく融資が受けられないのは不当であるとして行政訴訟（以下「神林村訴訟」と言う。）を提起した。同地区は、約100戸の新潟県内最大規模の被差別部落であったが、神林村は、同対法に基づく地区指定がなされていないとの形式的な理由で、同和対策事業を拒否したものである。

神林村訴訟の提訴に先立ち、原告新潟県連は、同地区を管轄する支部を立ち上げ、神林村に対して同和対策事業の実施を強く働きかけ、訴訟提起後は、当該訴訟の原告や代理人活動を支援し、同地区をはじめ新潟県全域に向けて神林村訴訟の意義を発信し、勝訴に向けた活動及び訴訟を通じた部落差別解消につながる活動を精力的に行った。

1988年1月、提訴から3年2ヶ月を経て、新潟地方裁判所は、原告側の請求を全面的に認める判決を言い渡した（甲8）。地元新聞社は、「勝利。転げるように地裁の建物から走り出てきた支援団体幹部の声が響いた。小雪舞う地裁の庭で待ち受ける約100人の支援者の歓喜の渦が一気に広がった」と報じ、神林村訴訟の勝訴判決は、訴訟当事者だけの勝利でなく、原告新潟県連の活動の勝利であると周知された。

もともと、神林村訴訟の勝訴判決を受け、個人給付事業は実施されたが、神林村の村議会は、当該地区全体の同和対策事業の実施を拒絶した。このように、司法判断を受けても新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の意識の強さから、同和対策事業の実施が不十分な実態は解消されなかった。

### 3 部落差別解消法施行を受けての新潟県内の行政の取り組み

2016年12月、部落差別解消推進法が施行された。これにより、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、部落差別を解消するための国及び地方公共団体の責務が明確に規定された。特にインターネット上において、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合には、その情報の削除をプロバイダー等に要請するなどの対応をするなどの取り組みを示している（甲9）。

新潟県は、新潟県人権教育・啓発推進基本方針（第2次改訂版）において、同和問題が重大な人権問題であるとの認識を前提に、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が跡を絶たないと問

題視し、改めて啓発活動の促進、相談体制の充実、学校教育における推進、社会教育における推進、一般政策の推進などの基本方針を定めて、同和地区関係者に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・啓発をさらに促進することを決定した（甲10）。

新潟県内の市町村でも、部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、同和問題が重大な人権侵害であることを改めて啓発している。例えば、新潟市では、結婚・就職差別、インターネット上の差別、土地差別、差別につながる身元調査が許されない行為とし、『『そっとしておけば差別はなくなる』という考え方では、現在、差別を受けている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。また、同和問題について、よく知らない人がインターネット上の誤った情報や差別的な書き込みを見て、それを信じて、偏見や差別意識を持ってしまう可能性があります。』と啓発する（甲11）。

また、新発田市は、「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」（甲12）を制定し、市及び市民の部落差別の責務を定めている。

#### 4 被告宮部による差別拡散行為に対する新潟県内の行政の対応

令和4年3月24日、被告宮部が代表を務める「鳥取ループ・示現舎」によるインターネット上の掲載が、新発田市を含む県内15の被差別部落を掲載し、部落差別を拡大に繋がっていることや、東京地方裁判所令和3年9月27日判決により、被告宮部のインターネットへの掲載が人権侵害であると認定された後も、被告宮部は法務省の指導を無視してプロバイダーを海外に移し、現在もなお閲覧を可能とさせており、その現状に鑑みて、被告宮部によるインターネット上の人権侵害事件に対し、速やかな措置を求める意見書が、新発田市議会において全会一致にて可決された（甲12）。

また、被告宮部による部落探訪（現：曲輪クエスト）により被差別部落が晒されている県内すべての市町村は、インターネット上の人権侵害事案として、法務局に対し、削除を含む速やかな対応を求める要請を行っている。



## 第5 被告官部による部落差別拡散行動の経緯

### 1 被告官部による部落差別拡散行動は「部落地名総鑑」事件の延長線上の部落差別であること

1989年7月、法務省人権擁護局は、発行者及び購入者に対して勧告等の処理を行ったとして、部落地名総鑑事件の処理の終了を宣言した（甲7・36頁）。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されている。

その延長線上に位置するのが被告官部による全国部落調査を利用した部落差別の拡散行動である。

### 2 全国部落調査とは

「全国部落調査」とは、昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。

「全国部落調査」は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査全国部落統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである。

被告官部は、手書きであった「全国部落調査」を活字化し、現在地を追記する等して新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版を試みた。

(甲4・全国部落調査裁判第一審判決8～9頁)

### 3 被告官部による「全国部落調査」公開

被告官部は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、遅くとも2016年1月3日までに「全国部落調査」に記載された情報を自身が管理する同和地区wikiというウェブサイトにて公開を開始し、順次、「全国部落調査」そのものの電子データ、被告官部が編集した「復刻版 全国部落調査」を公開した(甲4・全国部落調査裁判第一審判決8～11頁)。

全国部落調査裁判にかかる出版差止仮処分認容決定が2016年3月28日、同ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年4月18日付、全国部落調査裁判の本訴提起が同月19日付であった。その後、前記仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、それに伴い被告官部は、示現舎のホームページで投稿している「部落探訪」を増加させていった。

### 4 「部落探訪」の増加・拡大

被告官部は、2015年12月からウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。2016年3月時点では4か所、同年11月時点で19か所、2017年9月時点でも40か所であったが、その後、2023年10月31日時点で336か所となっている。一覧表である「全国部落調査」を公開しているのと、もはや同じ状態であり、画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より深刻と言える。

また、被告官部は、自身が主宰する「神奈川人権啓発センター」のアカウントを使用して、上記「部落探訪」の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTubeを使ってインターネット上で誰もが閲覧できるようにした。「部落探訪」では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真(映像)とし

て配信されている。

## 5 「部落探訪」の増加・拡大を受けての国の対応（依命通知の発出）

法務省人権擁護局調査救済課長は、2018（平成30）年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり原則として削除要請等の措置の対象とすべきである旨の依命通知（甲13）を発出した。同通知は、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきであるとする。

## 6 依命通知に対する被告官部の対応

被告官部は、依命通知（甲13）や全国部落調査裁判において証拠提出された木村草太意見書（甲14）を受けての対応として、被告示現舎のホームページ上の「部落探訪」に「学術・研究」の言葉をつけるようになった。もっとも、被告官部は、全国部落調査裁判における当事者尋問において、「皮肉でやっていること」である旨供述し、「学術」目的が単なる僭称であることを認めている。

## 7 司法判断を無視した被告官部による部落差別拡散行動

被告官部は、全国部落調査裁判提訴後にそれに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを認めた。

すなわち、被告官部は、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）（甲15）において、「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版を

ことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」と説明した。

2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで恐れは止められないのです」とTwitter上で宣言した（甲16）。

全国部落調査裁判については、2021（令和3）年9月27日に第一審判決が、2023（令和5）年6月28日に控訴審判決がそれぞれ言い渡され、いずれも全国部落調査等の出版等を禁止する旨を司法判断が示された（甲4、甲5）。これに対し、被告宮部は、全国部落調査裁判の控訴審判決後に、ウェブサイト上でのタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更し、最近になり「曲輪クエスト」に変更している。

このように、被告宮部は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や本案判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている。「全国部落調査」という一覧表から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版 全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しいと言える。

## 8 被告宮部による部落差別拡散行動が執拗かつ悪質であること

### (1) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

被告宮部は、全国部落調査裁判の原告にルーツのある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ中心的な

役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告についてその傾向が強い。

## (2) Google 社による動画削除と被告宮部による動画投稿の継続

2022（令和4）年11月30日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、被告宮部が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を削除した（甲17）。削除された動画は、被告宮部が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同内容のものであり、本件ウェブページ等に対応する「部落探訪」動画も同時に削除された。

これに対し、2022（令和4）年11月30日、被告宮部は、「こちらで狭山市▲の動画を公開しました」と記載されたウェブページを、被告示現舎ホームページにて公開する記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」と X（旧ツイッター）に投稿した（甲18。なお、▲は被差別部落地域である。）。リンク先の被告示現舎ホームページでは、実際に YouTube では投稿できなくなった「部落探訪」を Cloudflare Stream（YouTube と同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能である。）にアップロードして、被告示現舎ホームページ内に埋め込み、被告示現舎ホームページにおいて再生できるようにした。

さらに、2022年12月7日、被告宮部は、被告示現舎ホームページにおいて、前記 YouTube の削除措置と収益化停止措置に伴い新たに動画サイト JINKEN.TV を設立した旨告知するとともに、YouTube では投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、被告示現舎ホームページに同動画サイトのリンクを貼り付けた（甲19）。被告宮部は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、

ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」と説明し、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している。

なお、JINKEN.TV のウェブサイト（甲20）は、被告示現舎ホームページと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのと同じ状態であり、画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より深刻と言える。

このように、被告宮部による部落差別拡散行動は、執拗かつ悪質なものであると言える。

そして、次に述べるとおり、被告宮部による執拗かつ悪質な部落差別拡散行動のため、原告らの法益が侵害される事態となっている。

## **第6 本件ウェブページ等により個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の法益が侵害されていること**

### **1 被告宮部が本件ウェブページ等を掲載したこと**

被告宮部は、別紙記事目録記載のとおり、被告宮部の管理運営するウェブサイト又はX（旧ツイッター）において、本件ウェブページ等をインターネット上に掲載した。

### **2 本件ウェブページ等の内容**

#### **(1) 被告示現舎のウェブサイトにおける「人権探訪」の 카테고리について**

本件ウェブページ等のうち、別紙記事目録1（1）、同2（1）、同3（1）及び同4記載の記事は、被告示現舎のウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリーのひとつの記事である。前述のとおり、「曲輪クエスト（人権探訪）」は、どこの都道府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が被差別部落であるかということ、文章と当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿するものであり、本件で言えば、新潟県

内の被差別地域を特定し暴露する内容となっている。

(2) 別紙記事目録 1 (1) (2)、同 2 (1) (2)、同 3 及び同 4 記載の記事等が個人原告ら及び原告新潟県連の構成員 (同盟員) の居住地域を被差別部落と特定し暴露する内容であること

ア 別紙記事目録 1 (1) は、「今回は新発田市の代表的な部落で、▲と呼ばれた地域を訪れた。1928年の記録では18戸の部落とされる。ここは新潟県内でも珍しく、隣保館と教育集会所がセットで存在している。」の書き出しから始まる、文章と写真による記事である (甲 2 1 - 1。「▲は原告番号 1 の居住する地域を指す差別的な呼称である。))。

そして、隣保館を紹介した後、「同和施設であることがよく分かる。全国的には隣保館には隣保館という名前が付いていないことが多く、同和事業が終わってからは隣保館や解放会館のような施設のほとんどは名称が変えられた。」と記載されている。さらに。「隣保館の周囲は確かに周囲とは若干隔絶感を感じる。」「この辺りは部落の境界近くと考えられるが、新しい家と臭突のある家がある。」の文章と写真を用いて、被差別部落の名残が現存する旨が掲載されている。

そして、別紙記事目録 1 (2) は動画であるが、同目録 1 (1) の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録 1 (1) (2) の記事及び動画は、原告番号 1 の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

イ 別紙記事目録 2 (1) は、「筆者は新発田市からさらに北東へ進み、胎内市にやってきた。・・・1928年の記録によれば32戸の部落があったとされる。」から始まる、文章と写真による記事である (甲 2 2 - 1)。

そして、「ここは集落が海岸に平行に展開している。2本の道路があり海岸側のは広く、もう1本の平行道路は狭い。狭いほうが部落の道路である。道巾がちがうのである。」と記載したうえで、「しかし、そのような道路は

見当たらない。そもそも、道路は2本ではなく、4本くらいある。集落は非常に大きくて、何百世帯規模なので、部落があるとすれば、そのうちごく一部であることは間違いない。」と被差別部落の存在を明らかにしている。そのうえで、「新しい墓地を見つけた。ごく一般的な形の墓で、宗派は分からない。『▲』という姓が多いように感じた。」と記載し、当該被差別部落に「▲」姓が多いことを示す内容を記載している（なお、「▲」は原告番号2の姓である。）。

さらに、写真を交えながら「2本の道路というのは■全体のことを言っているのではなく、■の一角のことを言っており、さらにまたその一角が部落ということではないか？ 経験上、部落は行政区画の端っこにあることが多い。」（なお、「■」は原告番号2の居住する地域名である。）「比較的広い道を見つけた。ここが部落でない方の道で、さきほどの空き地の間の道が、部落の中を通る2本目の道ということではないだろうか。」「ふと目をやると、見覚えのあるものが。・・・新潟の片田舎でこのようなものを目にするとは思わなかったが、これで部落がここであることは間違いないだろう。」の文章が記載されている。

そして、別紙記事目録2（2）は動画であるが、同目録2（1）の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録2（1）（2）の記事及び動画は、原告番号2の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

ウ 別紙記事目録3（1）は、「大阪市立大学による『埼玉県, 山梨県, 新潟県での現地研修記』にはこの部落のことが非常に詳しく書かれている。部落解放同盟が組織されていたのだが、ごく一部の世帯だけで、しかも住民の反感を買って支部長が車のフロントガラスを割られたり石を投げられたりしていたという。」から始まる、文章と写真による記事である（甲23-1）。



そして、被告宮部は、前述の神林村訴訟（甲 8）に触れ、「■が同和地区であるか否か真正面から争われたものでない」「神林村が■が部落であることを否認していれば、別の結果が出ていた可能性もある」など、被告宮部の独自の見解を述べる文書を記載している（なお、「■」は原告番号 3 の居住する地域名である。）。

また、墓地を紹介し、「墓石の名前はことごとく『▲』。部落内の家の表札もほとんどが▲だ。」との文章が記載され、当該地域に「▲」姓が多いと説明し、なぜ「▲」姓が多いのかと自問し、「その理由は、村での言い伝えによれば、もとは『▼』と名乗った平家の落ち武者の一族で、平家方であることが分からないように『▲』に改姓したという。」と説明している（なお、「▲」は原告番号 3 の姓であり、「▼」は原告番号 3 の姓を推知させる姓である。）。

さらに、被差別地域に住む人々であることを意味する「タイシ」の言葉を紹介している。

そして、別紙記事目録 3（2）は動画であるが、同目録 3（1）の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録 3（1）（2）の記事及び動画は、原告番号 3 の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

エ 別紙記事目録 4（1）ないし（2 4）は、上記アないしウのほか、新潟県内の被差別部落の 1 2 の地域に関する文章、写真及び動画である。いずれも、各地域が被差別部落であることを紹介し、街並みや家など個々人が特定できるような写真、特徴的な施設や墓地に関する記述が見られる。

原告新潟県連は、新潟県内の被差別地域に暮らす者を構成員（同盟員）とする団体であるところ、別紙記事目録 4 記載の記事及び動画は、原告新潟県連の構成員（同盟員）の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

記事は、原告新潟県連による新潟県教育委員会への上記対応について情報公開請求が認められなかったことを非難する記事であるところ、原告新潟県連に事情を聴くとの名目で、原告新潟県連の書記長を務める原告番号2を訪ねるくだりで、「●書記長に直撃」（なお、「●」は原告番号2の名字である。）の題目を付して「旧中条町を訪れた。『■』という会社がある。▲は直訳すれば『力を与える』ということだが、前に聞いた『焚きつける』という言葉が脳裏に浮かんでしまった。」との記述がある（なお、「■」は原告番号2が代表を務める会社（甲27）の実名、「▲」は同会社名の一部である。）。当該記事を素直に読めば、当該会社と原告番号2にはつながりがあり、原告番号2及び同会社が被差別部落の特定の地域に居住・所在することを特定し暴露する内容と言える。

#### (4) 小括

以上のとおり、本件ウェブページ等は、限定された地域について、紹介する住宅や墓地等が被差別部落に存在し、そこに暮らす人たちは、被差別部落出身者であったり、部落解放運動に取り組む同盟員であったり、あるいは部落解放同盟に強い影響を受けている人たちであることを特定し暴露するものであって、これら地域に暮らす人や縁がある人に対する部落差別を助長し拡散する内容で構成されているものと言える。

### 3 本件ウェブページ等が個人原告らの「差別されない権利」を侵害すること

#### (1) 「差別されない権利」とは

「差別されない権利」とは、憲法上保障された基本的人権であり、私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益である。

さらに、「差別されない権利」に基づく人格権は、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別について法律上保護されるというべきである。

#### (2) 全国部落調査裁判控訴審判決

全国部落調査裁判控訴審判決（甲5）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」と判示した（同22～24頁）。

同控訴審判決は、その権利侵害の判断について、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活

を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることとなるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」と判断した（同22～24頁）。かかる権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

### **(3) 本件ウェブページ等の掲載は個人原告らの差別されない権利を侵害すること**

個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の自宅は、本件ウェブページ等により被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に存在する。

そして、本件ウェブページ等が紹介する地域を差別する内容のみで構成されているとおり、本件ウェブページ等は、当該地域に暮らす原告らを差別するものであるから、本件ウェブページ等は、原告らの基本的人権である「差別されない権利」に基づく人格権を侵害するものである。

## **4 本件ウェブページ等が個人原告らのプライバシーを侵害すること**

本件ウェブページ等は、個人原告らを含む地域住民（部落民）の合意を得ることなく、それらの者の住宅及びその周辺を撮影して、その地域を「被差別部落である」と特定して晒しているものであり、それらの者のプライバシーを侵害している。原告番号1及び原告番号2については、氏名とその経営する会社の名称が実名をもって晒されており、プライバシー侵害の程度は甚だしいと言える。

対して、原告番号3及び原告新潟県連の構成員（同盟員）については、本件ウェブページ等において、個人名や個人宅を記載して特定しているわけではない。しかしながら、それらの者の住所を既に知っている者にとっては、それらの者が被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する（いわ

ゆる「石に泳ぐ魚」事件・最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決参照)。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報と言え、本件ウェブページ等が原告番号3及び原告新潟県連の構成員(同盟員)のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

部落差別は、差別を受ける者が「被差別部落」ないし「同和地区」という特定の地理的な範囲を有する場所に居住している、あるいは、その出身であるなどの系譜的な関係があることを理由とする差別である。そのため、個人の住所を既に知っている者はもちろんのこと、住所を正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、本件ウェブページ等の記事を見れば特定の個人が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明する。よって、本件ウェブページ等は、たとえ個人名や個人宅を明示的に記載していないものであったとしても、その地域に暮らす特定の個人のプライバシー権を侵害することに違いはない。

#### **5 原告新潟県連がその構成員(同盟員)のため本件ウェブページ等の削除を求めることが認められるべきであること**

前述のとおり、本件ウェブページ等は、個人原告らの差別されない権利及びプライバシー権を侵害するだけではなく、個人原告ら以外の原告新潟県連の構成員(同盟員)の差別されない権利及びプライバシー権を侵害するものである。

個人原告ら以外の原告新潟県連の構成員(同盟員)は、本来であれば本件訴訟に原告として加わり、自身の居住する地域が被差別部落地域であると特定する本件ウェブページ等の記載の削除等を求めたい気持ちを有している。しかし、本件訴訟に原告として加わることで、自身や親族が差別を受けることや、これまでも裁判に関わる資料等をインターネット上で晒してきた被告宮部から自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかつた。差別を恐れ、原告に加わることをできないことを非難する

ことはできず、やむを得ない面がある一方で、訴訟を提起できないことによって、被告宮部による部落差別の助長・拡散（本件ウェブページ等の公開）が野放しとなる結果は著しく正義に反する。

ところで、原告新潟県連は、部落差別からの**解放**を目的とし、その目的達成のため新潟県内の部落民をもって構成する大衆団体であり（甲1・第2条、第3条）、その構成員（同盟員）の権利利益を代表する者である。

そして、本件ウェブページ等は、新潟県内における被差別部落をインターネット上で晒し、部落差別を助長し拡散するものであること、そしてその構成員（同盟員）の「差別されない権利」ないしプライバシー権を侵害するものであることは明らかであるから、その削除を求めることは、原告新潟県連の目的に適うものであるとともに、その構成員（同盟員）の総意である。原告新潟県連の構成員（同盟員）は、自身の差別されない権利ないしプライバシー権を護るため原告新潟県連に加入しているのであって、自身の法益保護につながる本件ウェブページ等の削除請求による不利益は存在しない。

そのため、原告新潟県連は、個人原告以外の構成員（同盟員）のため、本件ウェブページ等の削除を求めることができるものと解すべきである。

## 6 本件ウェブページ等は原告新潟県連の権利（同盟員の人格権を内包する業務遂行権）を侵害するものであること

原告新潟県連の部落差別の解消を求める活動は、その構成員（同盟員）の総意に基づき行われており、原告新潟県連が、その構成員（同盟員）の代表者として活動している。前述のとおり、本件ウェブページ等によって、個人原告以外の原告新潟県連の構成員（同盟員）の人格権が侵害されている。そして、原告新潟県連は、これら会員である構成員の人格権を内包する「業務」上の権利を有するものと解すべきである。

## 7 別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）

以上のとおり、被告宮部による本件ウェブページ等の掲載は、原告ら及びその経営する会社の所在する場所が、被差別部落地域であることを特定し暴露するものであり、個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の権利または法律上保護される利益である差別されない権利及びプライバシー権を侵害するから、原告らは、被告宮部に対し、人格権に基づく差止請求として、本件ウェブページ等のうち別紙記事目録1、同2、同3及び同4の削除、及び、それらの掲載の禁止を請求することができるものと言うべきである。

## 8 記事掲載の差止めが必要であること

後述のとおり、被告宮部は、全国部落調査裁判の第一審及び控訴審の各判断に関わらず、部落探訪（「人権探訪」の名称変更を経て、現在は「曲輪クエスト」）の掲載を継続し、インターネットを通じた部落差別の拡大の意図は極めて強固であると言える。言うまでもなく、部落差別が助長され拡散される結果は甚大な人権侵害であり、回復困難な被害と言える。

よって、別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の記事等の掲載の差止めが認められるべきである。

## 第7 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること

### 1 原告新潟県連の法益（業務遂行権及び名誉権）

(1) 原告新潟県連は、部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的として、主として部落民から構成される権利能力なき社団である（甲1）。

そして、原告新潟県連は、その目的を遂行するため様々な活動を精力的に行っているところ、その業務の遂行に著しい支障を及ぼす違法な侵害行為に対して差止めを請求することができるものとして、その業務遂行権が法益として認められるべきである。

(2) この点、法人の業務遂行権を根拠に、施設を暴力団組事務所等としての使用差止め仮処分を肯定した裁判例として、京都地裁平成29年4月27

日判決・判例秘書L07250424が参考となる。

同裁判例は、「法人の業務は、固定資産及び流動資産の使用を前提に、その業務に従事する自然人の労働行為によって構成されているところ、法人の業務に対する妨害が、これら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快感を与えるときは、これをもって法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害と評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える不安を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を負っていることに加え、業務が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等に鑑みると、当該法人が現に遂行し、又は遂行すべき業務は、当該法人の財産権やその業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。」と判示している。

この法理は、原告新潟県連の業務についても当てはまるものであり、その業務の遂行に著しい支障を及ぼす違法な侵害行為に対して差止めを求めることができる法益としての業務遂行権が認められるべきである。

- (3) さらに、原告新潟県連は、一定の社会的地位に基づき活動を行っている団体であることから、その社会的評価は法律上保護されるべきものであって、その名誉権を違法に侵害する行為に対して差止めを求めることができることは当然である。

## 2 本件ウェブページ等は原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであること

### (1) 別紙記事目録5（1）記載の記事について

被告宮部は、令和5年3月3日、別紙記事目録5（1）記載の記事をウェブサイトに掲載して、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉を侵害した（甲25の1）。



すなわち、当該記事は、「少なくともここ10年新潟県で県立高校を中心に、部落解放同盟新潟県連合会によって、教員に対する見せしめのような糾弾が何度も行われている。糾弾の場では、解放同盟側が学校側に同和地区の生徒の人数と地区名等を学校に答えさせ、生徒個人のプライバシーに関わるような事柄まで、当たり前のように解放同盟側に伝えられている。」の記載から始まる記事である。当該記事では、原告新潟県連の活動について、概要「ヤクザみたいに罵声を浴びせて質問して答えさせていた」「このような事が繰り返されている」「荒川高校だけではない新潟県の教育界で 相次ぐ糾弾」「解放同盟が学校にトラブルを持ち込み、その責任を学校に押し付けているようにしか見えない」旨が記載されている。

このように、当該記事は、記事全体として、「ヤクザ」という反社会的勢力を意味する表現を用いながら、学校や教育委員会に対して不当な糾弾行為を繰り返し、トラブルを引き起こしている旨を発信する内容である。このような内容は、教育委員会等と協力して同和教育の充実や同和問題の啓発を図り、部落差別からの完全な解放を実現しようとする原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼすものであり、到底これを受忍できるものではないから、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行を違法に侵害するものである。さらに、当該記事に用いられている「ヤクザ」等の表現は、一般人をして、原告新潟県連が違法・不当な方法を用いて活動したと誤認させるに十分であり、原告新潟県連の社会的評価を低下させるものであって、その名誉権を侵害することは明らかである。

実際に、当該記事を見た者は、「相変わらず解放同盟さんは暴力団のような言動で脅しをされているのですね。もっともこの団体にとって部落差別がなくなってしまうたらうまくないんですね。そうなれば飯の種がなくなってしまうのですから。差別をなくしたいならば普通ならばわざわざ大騒ぎせず、静かにしている事こそ大切なのだと思いますが、どうなのでしょう？」

「この方達が存在するうちは、絶対に部落差別という言葉はなくならないと思います。」との書き込みが確認できる。このコメントに対し、被告宮部は「全くです！」と返信をしている（同16頁）。

このように、当該記事の掲載は、原告新潟県連が、あたかも反社会的勢力のような活動を行っているような誤った認識を植え付け、原告新潟県連に対する偏見や差別意識を有する結果となっており、ひいては原告新潟県連の活動に著しい支障を及ぼすとともに、その名誉を侵害する結果となっている。

よって、当該記事は、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであると言える。

## (2) 別紙記事目録5(2)記載の記事について

被告宮部は、令和5年9月11日、前記(1)の続報の記事として別紙記事目録5(2)記載の記事をウェブサイトに掲載して、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉をさらに侵害した(甲25の2)。

すなわち、当該記事は、冒頭に前記(1)の記事を紹介したうえで、新潟県に対する情報公開請求が認められなかったことに触れた後、「同和に怯える新潟県の教職員・公務員」と題し、「教職員の間では、モンスターペアレント、苦情電話と並んで、部落解放同盟もクレーマーの1つという認識である。」

(同7頁)と記載する。さらに、当該記事では、「新潟県では、ワタリとかたいしといったことは、あえて寝た子を起こさないようにしていて、忘れていけばいいと思っていたし、そうなると思っていた。しかし、国の同和政策が終わる間近頃になって、関西から来た人間が焚き付けたのです。」「『解放同盟のやってきたことは犯罪、自分たちは被害者だ』実際、おそらく新潟県の公務員の多くは解放同盟に対し、面従腹背で、本音はこのようなのだ」等と記載されている(同8～9頁)。

このように、当該記事は、「クレーマー」という正当な理由のない理不尽な要求や苦情を申し入れる者を意味する表現を用いていることや、原告新潟

県連の行ってきた活動が犯罪であって被害者を生む結果となっている旨を記載するものである。このような内容は、記事全体として、原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼしており、到底これを受忍することはできないから、原告新潟県連の業務遂行権を違法に侵害するものである。さらに、当該記事において用いられている表現は、一般人をして、原告新潟県連があたかも理不尽な要求等を行っているかのような印象を植え付けるものであるとともに、「犯罪」と記載することによって、一般人をして、原告新潟県連が違法な活動を行ってきたと誤認させる表現であるから、原告新潟県連の名誉権を侵害することは明らかである。

また、被告宮部は、令和5年9月3日、原告番号2の事務所、作業場及び自宅に突然訪れて、写真を撮り、それを前記記事に続けて掲載した上で、「『■』という会社がある。▲は直訳すれば、『力を与える』ということだが、前に聞いた『焚き付ける』という言葉が脳裏に浮かんでしまった。」と記載した（同10頁。なお、「■」は原告番号2が代表を務める会社名、「▲」は会社名の一部の記載である。）。

被告宮部は、原告新潟県連の役員の会社名を写真と共にあえて記載し、原告新潟県連が、同和問題をけしかけているといった意味で「焚き付ける」という言葉を記載している。しかし、同和問題は、原告新潟県連の活動により発生した問題ではなく、100年以上前から今現在も根深く存在する人権問題である。よって、当該記載は、明らかに歴史的事実に反するものであると同時に、原告新潟県連の活動によって部落差別をけしかけている旨の当該記載は、部落差別からの完全な解放を目的とする原告新潟県連の活動に相容れないものであって、原告新潟県連の業務遂行に著しい支障を及ぼすとともに、その名誉を侵害することは明らかである。

よって、当該記事は、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであると言える。

### (3) 小括

以上のとおり、被告宮部の別紙記事目録5(1)及び(2)記載のウェブページの掲載は、不特定多数の者に対し、一般人をして、原告新潟県連の社会的評判を低下させる記載であり、原告新潟県連の名誉権を侵害する。

### 3 別紙記事目録5記載の各記事の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）

以上のとおり、本件ウェブページ等のうち別紙記事目録5記載の記事は、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するから、原告新潟県連は、被告宮部に対し、これの削除、及び、それらの掲載の禁止を請求することができるものと言うべきである。

### 4 記事掲載の差止めが必要であること

被告宮部が、原告新潟県連の活動に対して強い悪感情を抱き、その役員である原告番号1や原告番号2の実名を用いて記事にしていることから明らかなどおり、被告宮部は、執拗に、原告新潟県連の業務遂行を攻撃し、誹謗中傷し、今後ともこれが繰り返される蓋然性がある。そして、業務遂行や名誉に対する侵害は、その回復が著しく困難であり、これがインターネット上における侵害行為であることを考慮すれば、仮に別紙記事目録5記載の記事の掲載が繰り返されれば、原告新潟県連に対して回復困難な損害を与えるものと言える。

よって、別紙記事目録5記載の記事の掲載の差止めが認められるべきである。

## 第8 被告らの損害賠償責任（請求の趣旨第3項）

### 1 被告宮部の損害賠償責任

前述のとおり、被告宮部が本件ウェブページ等を掲載して、個人原告らの差別されない権利及びプライバシー権を侵害し、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害した行為は不法行為に該当するから、被告宮部は、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

## 2 被告示現舎の損害賠償責任

被告宮部は、被告示現舎の業務執行社員であり、かつ代表社員である（甲3）。前記1の被告宮部の不法行為は、被告示現舎のホームページを用いており、被告宮部の一連の行為は、被告示現舎の業務執行と言えるから、被告示現舎は、使用者責任として、原告らに対して損害賠償責任を負う。

## 3 原告らに生じた損害

原告らに生じた損害（個人原告については慰謝料、原告新潟県連については社会的評価が低下したことによる損害）は、各自、金200万円を下回らないものと言うべきである。また、本件訴訟を提起するに必要となった弁護士費用相当額として、各自、金20万円が損害として認められるべきである。

## 4 小括

以上の次第であるから、被告らは、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償責任として、連帯して、各220万円を賠償すべき責任を負う。

## 第9 結語

よって、原告らは、被告宮部に対し、人格権、業務遂行権及び名誉権に基づく請求として、本件ウェブページ等の削除及びその掲載の差止めを求めるとともに、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、原告らの被った損害の賠償を求めるものである。

以上

### 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

### 附 属 書 類

1 訴状副本

2 通

- |   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 2 | 甲号証各証写し   | 各 2 通 |
| 3 | 現在事項全部証明書 | 1 通   |
| 4 | 訴訟委任状     | 1 2 通 |